

政 適 委 第 305 号

令 和 2 年 9 月 16 日

日本公認会計士協会会長 殿

総務省政治資金適正化委員会事務局長



政治資金適正化委員会に提出する書面等における旧姓の使用について

政治資金監査制度の運用並びに登録政治資金監査人の登録及び研修に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）等に規定する申請、署名、告示等における「氏名」の記載について、申請者が旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載を希望する場合の取扱いについて、下記のとおりお知らせします（官報への掲載を除き、従来 of 取扱いを変更するものではありません）。

記

<法令に基づき政治資金適正化委員会に提出する書面における旧姓の使用について>

登録申請書等、法令に基づき政治資金適正化委員会に提出する書面における氏名については、戸籍上の氏名を記載する必要がありますが、旧姓を併記しても差し支えありません。

ただし、当該書面における氏名の自署については、業務上の呼称の使用届出書（平成 30 年 3 月 22 日政治資金適正化委員会決定）（別添）により業務上の呼称として旧姓を届け出た場合には、旧姓のみを記載しても差し支えありません。

<法令に基づき政治資金適正化委員会が交付する書面等における旧姓の使用について>

登録政治資金監査人証票等、法令に基づき政治資金適正化委員会が交付する書面及び官報への掲載については、戸籍上の氏名を記載しますが、「業務上の呼称の使用届出書」により業務上の呼称として旧姓を届け出た場合には、旧姓を併記します。

総務省政治資金適正化委員会事務局
電話：03-5253-5598（直通）
03-5253-5111（代表）